新（案）

別表１　養育医療費所要額明細表

都道府県（政令市・特別区）名

区　分	対象経費の支出予定額①	基準額			備　考
		費用総額②	控除額（医療保険各法負担額）③	差引額（②－③）④	
医療費	円	円	円	円	
看護料					
計					

旧

別表１　養育医療費所要額明細表

都道府県（政令市・特別区）名

区　分	対象経費の支出予定額①	基準額			備　考
		費用総額②	控除額（医療保険各法負担額）③	差引額（②－③）④	
医療費	円	円	円	円	
看護料					
移送費					
計					

新（案）

別表２　療育の給付費所要額明細表

都道府県（指定都市・中核市）名

区　分	対象経費の支出予定額①	基準額					備考
		費用総額			控除額（医療保険各法負担額）③	差引額（②－③）④	
		員数	単価	金額②			
医療費	円	人	円	円	円	円	
移送費等							
計							

別表３　結核児童日用品費等所要額明細表

都道府県（指定都市・政令市・中核市・特別区）名

区　分		対象経費の支出予定額①	基準額					備考
			費用総額			控除額（医療保険各法負担額）③	差引額（②－③）④	
			員数	単価	金額②			
学習品費	小学校就学児童	円		円	円	円	円	
	中学校就学児童							
日用品費								
未熟児移送費								
計								

旧

別表２　療育の給付費所要額明細表

都道府県（指定都市・中核市）名

区　分		対象経費の支出予定額①	基準額					備考
			費用総額			控除額（医療保険各法負担額）③	差引額（②－③）④	
			員数	単価	金額②			
医療費		円	人	円	円	円	円	
移送費等								
学習品費	小学校就学児童							
	中学校就学児童							
日用品費								
計								

新（案）

様式３　国庫補助金所要額調

都道府県（政令市・特別区）名

種目		対象経費の支出予定額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 （①－②） ③	基準額 ④	都道府県補助額 ⑤	国庫補助基本額 ⑥	要国庫補助額 （⑥×補助率） ⑦
子どもの心の診療拠点病院機構推進事業		円	円	円	円	円	円	円
療育指導事業								
生涯を通じた女性の健康支援事業								
特定不妊治療費助成事業								
周産期医療対策事業								
総合周産期母子医療センター運営事業	直接補助							
	間接補助							
健やかな妊娠・出産等サポート事業								
合計								

（注）「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。

・交付要綱４（交付額の算定方法）（１）及び（２）に掲げる事業
③と④とを比較して少ない方の額。
・交付要綱４（交付額の算定方法）（３）に掲げる事業
③と④とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額と⑤とを比較して少ない方の額。

旧

様式３　国庫補助金所要額調

都道府県（政令市・特別区）名

種目		対象経費の支出予定額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 （①－②） ③	基準額 ④	都道府県補助額 ⑤	国庫補助基本額 ⑥	要国庫補助額 （⑥×補助率） ⑦
母子保健強化推進特別事業		円	円	円	円	円	円	円
療育指導事業								
生涯を通じた女性の健康支援事業								
特定不妊治療費助成事業								
周産期医療対策事業								
総合周産期母子医療センター運営事業	直接補助							
	間接補助							
小児科・産科医療体制整備事業								
合計								

（注）「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。

・交付要綱４（交付額の算定方法）（１）及び（２）に掲げる事業
③と④とを比較して少ない方の額。
・交付要綱４（交付額の算定方法）（３）に掲げる事業
③と④とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額と⑤とを比較して少ない方の額。

新（案）	旧
別紙様式第３ 番　　　号 年　月　日 厚生労働大臣　殿 都道府県知事 政令市市長 特別区区長 平成20年度母子保健衛生費等国庫負担（補助）金 の交付申請について 標記の国庫負担金及び国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。 1　精算額　　金　　円 母子保健衛生費国庫負担金　　金　　円 結核児童日用品費等国庫負担金　　金　　円 母子保健衛生費国庫補助金　　金　　円 2　国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表　［様式 1］ 3　国庫負担金精算額調　［様式 2］ （注　精算額調には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付すること。） 4　国庫補助金精算額調　［様式 3］ 5　添付書類 (1)　当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本 (2)　その他参考資料	別紙様式第３ 番　　　号 年　月　日 厚生労働大臣　殿 都道府県知事 政令市市長 特別区区長 平成19年度母子保健衛生費国庫負担（補助）金 及び結核児童療育費負担金の交付申請について 標記の国庫負担金及び国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。 1　精算額　　金　　円 母子保健衛生費国庫負担金　　金　　円 母子保健衛生費国庫補助金　　金　　円 結核児童療育費国庫負担金　　金　　円 2　国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表　［様式 1］ 3　国庫負担金精算額調　［様式 2］ （注　精算額調には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付すること。） 4　国庫補助金精算額調　［様式 3］ 5　添付書類 (1)　当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本 (2)　その他参考資料

新（案）	旧
別紙様式第３ 番　　　号 年　月　日 厚生労働大臣　殿 都道府県知事 政令市市長 特別区区長 平成20年度母子保健衛生費等国庫負担（補助）金 の事業実績報告について 標記の国庫負担金及び国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。 1　精算額　金　円 母子保健衛生費国庫負担金　金　円 結核児童日用品費等国庫負担金　金　円 母子保健衛生費国庫補助金　金　円 2　国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表　［様式 1］ 3　国庫負担金精算額調　［様式 2］ （注　精算額調には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付すること。） 4　国庫補助金精算額調　［様式 3］ 5　添付書類 (1)　当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本 (2)　その他参考資料	別紙様式第３ 番　　　号 年　月　日 厚生労働大臣　殿 都道府県知事 政令市市長 特別区区長 平成19年度母子保健衛生費国庫負担（補助）金及び 結核児童療育費負担金の事業実績報告について 標記の国庫負担金及び国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。 1　精算額　金　円 母子保健衛生費国庫負担金　金　円 母子保健衛生費国庫補助金　金　円 結核児童療育費国庫負担金　金　円 2　国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表　［様式 1］ 3　国庫負担金精算額調　［様式 2］ （注　精算額調には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付すること。） 4　国庫補助金精算額調　［様式 3］ 5　添付書類 (1)　当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本 (2)　その他参考資料

新（案）

様式１　国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表

都道府県（政令市・特別区）名

区分	要国庫負担額及び国庫補助額 ①	交付決定額 ②	要国庫負担額及び国庫補助額受入額 ③	差引過不足額（③−①） ④	備考
<u>母子保健衛生費負担金</u>	円	円	円	円	
<u>結核児童日用品費等負担金</u>					
<u>母子保健衛生費補助金</u>					
合　　計					

（注）１　要国庫負担額及び要国庫補助額欄には、様式２及び様式３の各表の要国庫負担額及び要国庫補助額を記載すること。

２　事業により購入した価格が５０万円以上の機械及び器具については、詳細の分かる資料を添付すること。

旧

様式１　国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表

都道府県（政令市・特別区）名

区分	要国庫負担額及び国庫補助額 ①	交付決定額 ②	要国庫負担額及び国庫補助額受入額 ③	差引過不足額（③−①） ④	備考
<u>母子保健衛生費負担金</u>	円	円	円	円	
<u>母子保健衛生費補助金</u>					
<u>結核児童療育費負担金</u>					
合計					

（注）１　要国庫負担額及び要国庫補助額欄には、様式２及び様式３の各表の要国庫負担額及び要国庫補助額を記載すること。

２　事業により購入した価格が５０万円以上の機械及び器具については、詳細の分かる資料を添付すること。

新（案）

様式２　国庫負担金精算額調

都道府県（政令市・特別区）名

種目	対象経費の支出予定額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額（①−②） ③	基準額 ④	選定額（③と④のいずれか少ない方の額） ⑤	交付要綱６及び７に定める徴収基準額 ⑥	国庫負担基本額（⑤−⑥） ⑦	要国庫負担額（⑦×1/2） ⑧	備考
養育医療費	円	円	円	円	円	円	円	円	
療育の給付費									
結核児童日用品費等						＼			

旧

様式２　国庫負担金精算額調

都道府県（政令市・特別区）名

種目	対象経費の支出予定額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額（①−②） ③	基準額 ④	選定額（③と④のいずれか少ない方の額） ⑤	⑥ 交付要綱６及び７に定める徴収基準額	国庫負担基本額（⑤−⑥） ⑦	要国庫負担額（⑦×1/2） ⑧	備考
養育医療費	円	円	円		円	円	円	円	
療育の給付費									

新（案）

別表１　養育医療費所要額明細表

都道府県（政令市・特別区）名

区　分	対象経費の支出予定額 ①	基準額			備　考
		費用総額 ②	控除額（医療保険各法負担額） ③	差引額（②−③） ④	
医療費	円	円	円	円	
看護料					
計					

別表２　（略）

旧

別表１　養育医療費所要額明細表

都道府県（政令市・特別区）名

区　分	対象経費の支出予定額①	基準額			備　考
		費用総額②	控除額（医療保険各法負担額）③	差引額（②−③）④	
医療費	円	円	円	円	
看護料					
移送費					
計					

別表２　（略）

新（案）

別表３　療育の給付費所要額明細表

都道府県（指定都市・中核市）名

区　分	対象経費の支出予定額①	基準額					備考
		費用総額			控除額（医療保険各法負担額）③	差引額（②－③）④	
		員数	単価	金額②			
医療費	円	人	円	円	円	円	
移送費等							
計							

別表４　結核児童日用品費等所要額明細表

都道府県（指定都市・政令市・中核市・特別区）名

区　分		対象経費の支出予定額①	基準額					備考
			費用総額			控除額（医療保険各法負担額）③	差引額（②－③）④	
			員数	単価	金額②			
学習品費	小学校就学児童	円	月		円		円	
	中学校就学児童							
日用品費								
未熟児移送費								
計								

旧

別表３　療育の給付費所要額明細表

都道府県（指定都市・中核市）名

区　分		対象経費の支出予定額①	基準額					備考
			費用総額			控除額（医療保険各法負担額）③	差引額（②－③）④	
			員数	単価	金額②			
医療費		円	人	円	円	円	円	
移送費等								
学習品費	小学校就学児童		月					
	中学校就学児童							
日用品費								
計								

新（案）

様式３　国庫補助金精算額調

都道府県（政令市・特別区）名

種　　目		対象経費の実支出額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (①−②) ③	基準額 ④	都道府県補助額 ⑤	国庫補助基本額 ⑥	要国庫補助額 (⑥×補助率) ⑦
子どもの心の診療拠点病院機構推進事業		円	円	円	円	円	円	円
療育指導事業								
生涯を通じた女性の健康支援事業								
特定不妊治療費助成事業								
周産期医療対策事業								
総合周産期母子医療センター運営事業	直接補助							
	間接補助							
健やかな妊娠・出産等サポート事業								
合　　計								

（注）「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
・交付要綱４（交付額の算定方法）（１）及び（２）に掲げる事業
③と④とを比較して少ない方の額。
・交付要綱４（交付額の算定方法）（３）に掲げる事業
③と④とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額と⑤とを比較して少ない方の額。

旧

様式３　国庫補助金精算額調

都道府県（政令市・特別区）名

種　　目		対象経費の実支出額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (①−②) ③	基準額 ④	都道府県補助額 ⑤	国庫補助基本額 ⑥	要国庫補助額 (⑥×補助率) ⑦
母子保健強化推進特別事業		円	円	円	円	円	円	円
療育指導事業								
生涯を通じた女性の健康支援事業								
特定不妊治療費助成事業								
周産期医療対策事業								
総合周産期母子医療センター運営事業	直接補助							
	間接補助							
小児科・産科医療体制整備事業								
合　　計								

（注）「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
・交付要綱４（交付額の算定方法）（１）及び（２）に掲げる事業
③と④とを比較して少ない方の額。
・交付要綱４（交付額の算定方法）（３）に掲げる事業
③と④とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額と⑤とを比較して少ない方の額。

新（案）	旧
別紙様式第４ 番　　　号 年　月　日 厚生労働大臣　殿 都道府県知事 平成20年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 平成　　年　　月　　日厚生労働省発雇児第　　号により交付決定があった母子保健衛生費補助金について、母子保健衛生費等国庫負担（補助）金国庫負担金交付要綱８（９）の規定に基づき、下記のとおり報告する。 １　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第１５条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 金　　　　　円 ２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額） 金　　　　　円 注：別添参考となる書類（２の金額の積算の内訳等）	別紙様式第４ 番　　　号 年　月　日 厚生労働大臣　殿 都道府県知事 平成19年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 平成　　年　　月　　日厚生労働省発雇児第　　号により交付決定があった母子保健衛生費補助金について、母子保健衛生費国庫負担（補助）金及び結核児童療育費国庫負担金交付要綱８（９）の規定に基づき、下記のとおり報告する。 １　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第１５条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 金　　　　　円 ２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額） 金　　　　　円 注：別添参考となる書類（２の金額の積算の内訳等）

新（案）	旧
別紙様式第５ 番　　号 年　月　日 都道府県知事　殿 間接補助事業者名 平成20年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 平成　年　月　日第　号により交付決定があった母子保健衛生費補助金について、交付決定通知書により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。 １　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第１５条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 金　　　円 ２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額） 金　　　円 注：別添参考となる書類（２の金額の積算の内訳等）	別紙様式第５ 番　　号 年　月　日 都道府県知事　殿 間接補助事業者名 平成19年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 平成　年　月　日第　号により交付決定があった母子保健衛生費補助金について、交付決定通知書により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。 １　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第１５条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 金　　　円 ２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額） 金　　　円 注：別添参考となる書類（２の金額の積算の内訳等）

新(案)	旧
雇児母発第　※　号 平成２０年※月※日 都道府県 各 政 令 市 母子保健主管部（局）長　殿 特 別 区 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局母子保健課長 平成20年度母子保健衛生費国庫負担金及び 国庫補助金交付要綱の標準単価について 平成20年度母子保健衛生費国庫負担（補助）金及び結核児童日用品費等負担金交付要綱については、別途、厚生労働事務次官通知をもって示されたところであるが、このうち、母子保健医療対策等総合支援事業の標準単価は別紙の通りであるので、事務処理に遺漏のないよう配慮されたい。	雇児母発第0726001号 平成１９年７月２６日 都道府県 各 政 令 市 母子保健主管部（局）長　殿 特 別 区 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局母子保健課長 平成19年度母子保健衛生費国庫負担金及び 国庫補助金交付要綱の標準単価について 平成19年度母子保健衛生費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱については、別途、厚生労働事務次官通知をもって示されたところであるが、このうち、母子保健医療対策等総合支援事業の標準単価は別紙の通りであるので、事務処理に遺漏のないよう配慮されたい。

新（案）

母子保健医療対策等総合支援事業　標準単価表

事業名	平成２０年度標準単価	対象経費
	（削除）	
子どもの心の診療拠点病院機構推進事業	子どもの心の診療拠点病院１か所につき　18,600,000円 ※事業期間が１年に満たない場合は、 標準単価×事業月数／12とする。	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業に必要な報酬、給料（Ｐ）※、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金
療育指導事業	次により算出された額の合計額 １　療育指導 113,800円×厚生労働大臣が必要と認めた保健所数 ２　巡回指導 65,400円×厚生労働大臣が必要と認めた保健所数 ３　小児慢性ピアカウンセリング 222,400円×厚生労働大臣が必要と認めた保健所数	療育指導事業に必要な需用費（消耗品費、印刷製本費、医薬材料費）、報酬、賃金、報償費、旅費、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費
生涯を通じた女性の健康支援事業	次により算出された額の合計額 １　健康教育事業　45,800円×実施月数 ２　女性健康支援センター事業 （相談担当者に対する研修を含む。） 101,300円×実施月数 ３　不妊専門相談センター事業 （相談担当者に対する研修を含む。） 474,500円×実施月数	生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
特定不妊治療費助成事業	次により算出された額の合計額 １　助成費 特定不妊治療　100,000円×実施件数 ２　事務費 （１）定額分　1,520,000円 （２）登録管理　530円×登録組数 （３）医療機関旅費　6,860円×か所数	特定不妊治療費助成事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費

旧

母子保健医療対策等総合支援事業　標準単価表

事業名	平成１９年度標準単価	対象経費
母子保健強化推進特別事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	母子保健強化推進特別事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
療育指導事業	次により算出された額の合計額 １　療育指導 113,800円×厚生労働大臣が必要と認めた保健所数 ２　巡回指導 65,400円×厚生労働大臣が必要と認めた保健所数 ３　小児慢性ピアカウンセリング 222,400円×厚生労働大臣が必要と認めた保健所数	療育指導事業に必要な需用費（消耗品費、印刷製本費、医薬材料費）、報酬、賃金、報償費、旅費、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費
生涯を通じた女性の健康支援事業	次により算出された額の合計額 １　健康教育事業　45,800円×実施月数 ２　女性健康支援センター事業 （相談担当者に対する研修を含む。） 101,300円×実施月数 ３　不妊専門相談センター事業 （相談担当者に対する研修を含む。） 474,500円×実施月数	生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
特定不妊治療費助成事業	次により算出された額の合計額 １　助成費 特定不妊治療　100,000円×実施件数 ２　事務費 （１）定額分　1,520,000円 （２）登録管理　530円×登録組数 （３）医療機関旅費　6,860円×か所数	特定不妊治療費助成事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費

周産期医療対策事業	次により算出された額の合計額 １ 周産期医療協議会 612,000円 ２ 周産期医療ネットワーク事業 ネットワークの運営に対する経費 厚生労働大臣が必要と認めた額 ３ 相談事業 専門相談、啓発普及に関する経費 （１）専門相談設置費 335,000円×実施月数 （２）啓発普及費 406,000円 ４ 周産期医療関係者の育成研修事業 1,218,000円 ５ 周産期搬送システム調査・研究事業 1,630,000円 ６ ＮＩＣＵ入院児支援事業 5,536,000円	周産期医療対策事業に必要な報酬、給料（Ｐ）※、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、機器据付料、備品購入費
総合周産期母子医療センター運営事業	総合周産期母子医療センター１か所につき、次により算出された額 MFICU12床以上の運営の場合 69,499,000円 ※MFICUが12床未満の場合は、１床あたり5,791,000円を減額する。 ※事業期間が１年に満たない場合は、標準単価×事業月数／12とする。	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減
健やかな妊娠・出産等サポート事業	次により算出された額の合計額 １ 小児科・産科医療体制整備事業 厚生労働大臣が必要と認めた額 （原則として5,000千円を上限とする） ２ 安全・安心な妊娠・出産等支援体制整備事業 厚生労働大臣が必要と認めた額 （原則として10,000千円を上限とする）	小児科・産科医療体制整備事業に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

※ 「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」及び「周産期医療対策事業」の対象経費のうち、「給料」を対象にするかについては調整中。

周産期医療対策事業	次により算出された額の合計額 １ 周産期医療協議会 612,000円 ２ 周産期医療ネットワーク事業 ネットワークの運営に対する経費 厚生労働大臣が必要と認めた額 ３ 相談事業 専門相談、啓発普及に関する経費 （１）専門相談設置費 335,000円×実施月数 （２）啓発普及費 406,000円 ４ 周産期医療関係者の育成研修事業 1,218,000円 ５ 周産期搬送システム調査・研究事業 1,630,000円	周産期医療対策事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、機器据付料、備品購入費
総合周産期母子医療センター運営事業	総合周産期母子医療センター１か所につき、次により算出された額 MFICU12床以上の運営の場合 69,499,000円 ※MFICUが12床未満の場合は、１床あたり5,791,000円を減額する。 ※事業期間が１年に満たない場合は、標準単価×事業月数／12とする。	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減
小児科・産科医療体制整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	小児科・産科医療体制整備事業に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費